

浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL http://www.hamahira.com

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

教育資金の非課税制度の創設

平成25年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(以下「教育資金の非課税」といいます)」制度が創設されました。これは、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の個人が教育資金に充てるため、①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合、②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金もしくは貯金として預入をした場合又は③教育資金契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入されません。

なお、次のイ又はロの事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、その教育資金管理契約に係る非課税抛出资额から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額についてはイ又はロに該当する日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

- イ 受贈者が30歳に達したこと
- ロ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額がゼロとなった場合、教育資金管理契約に係る預金もしくは貯金の額がゼロとなった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券

の価額がゼロとなった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったことによりその教育資金管理契約が終了したこと

教育資金の範囲

教育資金とは、次に掲げる金銭をいいます。

- イ 学校等に**直接**支払われる金銭で一定のもの
 - ・入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費
 - ・入学又は入園のための試験に係る検定料
 - ・学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費
その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭
 - ・在学証明、成績証明その他学生の記録に係る手数料及びこれに類する手数料
- ロ 学校等**以外**の者に、教育に関する役務の提供として直接支払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で一定のもの
 - ・学習塾等、教育に関する役務の提供の対価
 - ・施設の使用料
 - ・スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教育の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭
 - ・上記において使用する物品の購入に要する金銭であって、その役務の提供又は指導を行う者に直接支払われるもの

※ロの教育資金については1500万円のうち、500万円を限度としています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- 5月分源泉所得税の納付
- 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
- 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
- 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....6月10日
- 申告期限.....7月1日
- 申告期限.....7月1日
- 申告期限.....7月1日